

## 令和元年度 政策のあらまし 抜粋 道の文化関係政策（ふるさとの歴史・文化の発信と継承）

### 【北海道独自の歴史・文化の発信と次代への継承】

#### ■アイヌ文化の振興

- ・ 「アイヌ文化の振興等を図るための施策に関する基本計画」に基づき、「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」の指定法人である（公財）アイヌ民族文化財団が実施する事業に助成し、アイヌ文化の振興等を図ります。
- ・ 東京オリンピック・パラリンピックの開会式などのプログラムにアイヌ文化の発信が組み込まれるよう、(公社)北海道アイヌ協会が実施する事業に助成するとともに、国や関係機関に強く働きかけていきます。
- ・ 国が取りまとめた「アイヌの伝統的生活空間(イオル)の再生に関する基本構想」に基づき、白老、平取、札幌、新ひだか、十勝、釧路地域で事業を推進しており、関係機関等と連携・協力を図りながら、事業を進めていきます。

#### ■アイヌ政策の推進

- ・ アイヌ施策推進法を踏まえ、これまでの生活向上や文化振興に加え、地域振興、産業振興、観光振興を含めアイヌ政策を総合的に推進するため、新たな推進方策の策定に向けた検討を進めていきます。
- ・ アイヌ文化復興等の拠点「ウポポイ（民族共生象徴空間）」の2020年4月24日一般公開に向けて、道内や道外（東京、名古屋、大阪）、イギリス及びカナダなどの海外において目標来場者数100万人を目指したプロモーションを行います。
- ・ アイヌ文化の国民理解の促進に向けて、「イランカラプテ」キャンペーンなど民間企業や市町村等と連携した普及・啓発事業を実施します。

#### ■北海道遺産を生かしたまちづくり

- ・ 北海道遺産を活用したまちづくりの取組を進めるため、NPO法人北海道遺産協議会が中心となって行う北海道遺産の普及啓発活動を支援します。

#### ■文化財の調査・保存・活用

- ・ 貴重な文化財を保護するため、有形・無形文化財、民俗文化財及び史跡・名勝・天然記念物などの調査や保存・活用を推進します。

#### ■文化財に親しむ機会の提供と情報発信

- ・ 文化財の価値を正しく理解し、地域全体で後世に伝えるため、文化財を公開するなど親しむ機会を提供するとともに、多様な情報の提供を推進します。
- ・ 民俗芸能の保存団体等に対し、他団体との交流の機会や他県の先進的な取組に触れる機会を提供し、伝承活動の取組を充実させるため「北海道ふるさと民俗芸能伝承事業」を展開します。

#### ■北海道の歴史・文化の発信・保存・継承

- ・ 北海道博物館を中核として、地域の博物館等と連携し、本道の固有の歴史や道内各地の様々な民俗芸能・生活文化などを次世代に継承し、発信する取組を進めます。
- ・ 埋蔵文化財センターの適切な運営を通じ、本道の歴史への理解を深める機会の充実を図ります。
- ・ 北海道の歴史に関する文書等を収集・管理する道立文書館について、道立図書館敷地内に移転する取組を進め、集約化により利便性の向上等を図ります。
- ・ 歴史・文化の発信力強化のため、「北海道開拓の村」の建造物の改修、体験機能の充実や、「オホーツク流氷科学センター」における体験型イベントの充実並びに全天候映像上映ホールの効果的な活用に取り組みます。

## ■アイヌ民俗文化財の調査・保存・伝承

- ・ 有形・無形のアイヌ民俗文化財を後世に伝えていくため、継続して調査に取り組むとともに、保存・伝承活動を推進します。

## ■北の縄文文化に関する取組

- ・ 北海道・北東北の縄文遺跡群の早期の世界遺産登録に向けた取組を推進するとともに、幅広い民間の方々を中心として設立された道民会議と連携し官民一体となった道民運動を展開します。

## ■新たな北海道史の編さん

- ・ 郷土の歴史に対する道民の理解と関心を深めるとともに、歴史的資料を後世に伝えるため、現代史を中心とした新たな北海道史の編さんを進めます。

## 【先人から受け継いだ財産を活かした新たな展開】

### ■赤れんが庁舎の活用

- ・ 赤れんが庁舎について、庁舎の適切な保存とともに、歴史文化・観光情報の発信拠点として利活用を図り、北海道観光の呼び水とするための改修をするほか、管理運営業務に係る具体的事項の検討を行います。
- ・ 赤れんが庁舎を文化発信拠点として活用し、コンサート等の開催、多言語に対応した映像や資料の展示による北海道博物館・北の縄文文化の紹介を行います。

### ■北海道みんなの日の取組

- ・ 7月17日の「北海道みんなの日（愛称：道みんなの日）」に博物館や美術館などの道立施設の無料開放等の関連事業を実施するとともに、道内外に「道みんなの日」の周知・定着を図るため、積極的なPRに取り組みます。

### ■ほっかいどう歴史・文化・自然「体感」交流空間構想の推進

- ・ 平成30年12月に策定した「ほっかいどう歴史・文化・自然「体感」交流空間構想」に基づき、北海道開拓の村に係る活用方針の策定など、野幌森林公園エリア全体の再生に向けた取組を推進します。

## 【生活に潤いと豊かさをもたらす芸術文化の振興】

### ■文化に接する機会の充実と地域文化活動の促進

- ・ （公財）北海道文化財団が行う事業への補助等を通じ、地域文化活動の促進や芸術文化鑑賞の機会の拡充を図ります。
- ・ 近隣に美術館がない地域で文化・芸術の鑑賞機会を提供するため、道立美術館の作品を活用した移動美術館・学校での出張アート教室や鑑賞支援ツール（アートカード等）の提供等の事業を展開します。
- ・ 北海道舞台塾の開催等により舞台芸術活動への道民の参加促進や裾野の拡大、優れた人材の発掘・育成、ネットワークづくりや専門的ノウハウの蓄積等に向けた取組を進めます。

### ■人材の育成と文化交流の促進

- ・ （公財）北海道文化財団が行う事業への補助等を通じ、地域の文化活動を推進する指導者を育成するほか、道内外の地域との芸術、音楽、舞踊、演劇等を通じた文化交流等を促進します。

### ■まんが・アニメなどの新たな文化の発信

- ・ 著名な漫画家を多く輩出している本道の優位性を活かし、まんが・アニメ等のメディア芸術を活用して北海道の新たな魅力を発信するため、まんがコンテストなどを実施します。

### ■アートギャラリー北海道の推進

- ・ 道内各地の美術館等が所蔵する美術品の価値や魅力を発信し、来館者を増やすとともに、地域に賑わいをもたらすことができるよう、約80の美術館等が連携して展覧会、PR活動、イベント等を展開することを通して、「北海道全体がアートの舞台」となることを目指します。

# 令和元年度(2019年度) 北海道の文化振興施策の概要〔要約版〕

【環境生活部文化局文化振興課】

文化振興指針	事業の概要
<p>1 道民の文化活動の促進</p> <p>(1) 文化活動への参加機会の拡充と参加意欲の向上</p> <p>○文化活動団体等の支援</p> <p>○専門的な指導、助言が可能なシステムの構築</p> <p>○文化活動の発表の場の拡充</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p><b>生活に潤いと豊かさをもたらす芸術文化の振興</b></p> </div>	<p>○<b>地域文化創造事業（北海道文化財団事業）</b>（32,059千円）</p> <p>文化の香り高い地域づくりに資するため、地域において文化団体等が住民参加により実施する創造的文化活動を、北海道文化財団が共催して支援する経費等に対し補助する。</p> <p>(1) まちの文化創造事業 地域住民が参加する自主的で創造的な、音楽・演劇・舞踊等の舞台発表活動や美術・メディア芸術・文芸等の創作活動及びワークショップ等に対し、経費の負担や助言等を行う。</p> <p>(2) アドバイザー派遣事業 地域の文化団体等からの要請に基づいて、文化活動に関する専門的な知識や経験を有するアドバイザーやプロのアーティストを派遣し、事業企画や舞台技術に関する指導・助言、舞台表現に関するワークショップ等を行う。</p> <p>○<b>北海道劇場推進事業費</b>（5,000千円）</p> <p>北海道劇場の理念の実現に向け、道内各地において舞台芸術を担う人材の育成とネットワーク形成の促進、道内各地域における舞台芸術の裾野の拡大に向けた取組を進める。</p> <p>●舞台芸術を担う人材の育成 【対象】 作家・演出家・俳優・振付師・ダンサー等舞台芸術を担う人材 【事業内容】 ワークショップ、セミナー、コンクール、成果発表等の実施</p> <p>●舞台芸術の裾野拡大 【対象】 一般・児童生徒 【内容】 演劇・ダンス等の舞台芸術体験、成果発表等</p> <p>○<b>文化団体活動費補助金</b>（3,503千円）</p> <p>本道芸術文化の水準向上を図るため、北海道文化団体協議会が行う文化活動事業に対し補助する。</p> <p>(1) 道民芸術祭 道内14管内で開催 (2) 文化団体活動事業 北海道文化集会の開催等 (3) 国際文化交流事業 中国黒龍江省との芸術文化交流 (4) 国民文化祭派遣事業 演劇・舞踊等の団体の派遣</p> <p>○<b>地域メディア芸術推進事業費</b>（1,523千円）</p> <p>著名な漫画家等を数多く輩出している本道の優位性を活かし、まんが・アニメ等のメディア芸術を活用することにより、「まんが・アニメ王国ほっかいどう」の積極的な発信を行う。</p> <p>●第4回北のまんが大賞（まんが・イラストコンテスト）の実施 【まんが部門】 ・北海道をテーマとしたまんが作品の募集 【イラスト部門】 ・北海道に拠点を置く、5つのプロスポーツチームに関するイラスト作品の募集</p>

文化振興指針	事業の概要
<p>1 道民の文化活動の促進</p> <p>(2) 文化に関する顕彰</p> <p>○文化に関する顕彰の充実</p> <div data-bbox="260 436 542 560" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p><b>生活に潤いと豊かさをもたらす芸術文化の振興</b></p> </div>	<p>○<b>生活文化活動振興事業費</b> (427千円)</p> <p>(1) <b>北海道地域文化選奨</b>                  地域に根ざした文化活動や文化支援活動を通じ地域の文化振興に貢献している個人・団体を顕彰する。</p> <p>【H30 受賞者】                  選 奨：イースト・ポイント・ジャズ・オーケストラ(根室市)                  特別賞：劇団演研(帯広市)                  特定非営利活動法人増毛山道の会(留萌市)</p> <p>(2) <b>文化活動の振興</b>                  本道の文化振興に寄与すると認められる事業に対し、名義後援、知事賞の出賞を行う。                  【H30実績】(文化活動)                  名義後援 292 件                  知事賞出賞 72 件(賞状 85 件、副賞 40 件)</p> <p>○<b>各種表彰経費(北海道文化賞関係)</b> (722千円)</p> <p>本道の芸術、科学、教育等に関し特に事績の顕著な個人・団体を顕彰する。</p> <p>【H30受賞者】                  (文化賞)                  木幡 サチ子 (文学)                  野田 弘志 (美術)                  山田 太虚 (美術)                  (文化奨励賞)                  小林 快次 (自然科学(古生物学))</p>
<p>(3) 文化情報の提供</p> <p>○文化施設、文化活動に関する情報の収集、提供</p> <p>○生活文化、生涯学習に関する情報の収集、提供</p> <div data-bbox="260 1467 542 1590" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p><b>生活に潤いと豊かさをもたらす芸術文化の振興</b></p> </div> <div data-bbox="260 1736 542 1859" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p><b>北海道独自の歴史・文化の発信と次代への継承</b></p> </div>	<p>○<b>文化情報発信事業(北海道文化財団事業)</b> (12,149千円)</p> <p>北海道の幅広い文化情報発信のために、北海道文化財団が行う情報提供事業や文化活動記録映像の制作等の経費に対して補助する。</p> <p>(1) <b>文化情報提供事業</b>                  文化財団が実施する事業や地域の文化活動の参考となる情報を、情報誌やホームページを通して提供するとともに、文化財団事務所内に、文化や舞台芸術、美術作品等を紹介する「文化情報ライブラリー」や「アートスペース」を設ける。                  また、文化財団の共催事業や自主事業の内容を収録するオリジナル映像「北の情熱」を制作する。</p> <p>(2) <b>舞台芸術情報提供事業</b>                  道内で実施可能な公演企画の最新情報を各市町村や道内文化ホールの公演企画担当者等に情報提供するほか、「北海道舞台芸術情報フェア」や「舞台芸術ネットワーク会議」を開催する。</p> <p>○<b>民族共生象徴空間誘客促進・地域連携事業(日本縦断PRキャラバン・アイヌの歴史と文化展)</b> (10,000千円)</p> <p>北海道博物館において、東京国立博物館所蔵「今井八九郎図」、内閣文庫所蔵「東蝦夷地名考」など、アイヌ語地名が記録された江戸時代から明治にかけての貴重な古地図、古文献を展示する特別展などを開催</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・民族共生象徴空間のPR及び道内のアイヌ文化関連施設の紹介</li> <li>・北海道の歴史やアイヌ文化の知識人等によるシンポジウムの実施</li> <li>・アイヌ民族の刺繍や衣服着用体験、伝統儀式の実演など、アイヌ文化を体験できるワークショップの開催</li> </ul>

文化振興指針	事業の概要
<p>2 芸術鑑賞等広く文化に接する機会の拡充</p> <p>○芸術鑑賞機会の拡充</p> <p>○文化に接する機会を提供する団体や事業への支援</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p><b>生活に潤いと豊かさをもたらす芸術文化の振興</b></p> </div>	<p>○<b>芸術文化鑑賞事業（北海道文化財団事業）</b>（25,970千円）</p> <p>すべての道民が優れた芸術文化を享受できるよう、本道にゆかりのある公演団体や国際的・全国的水準の公演団体等による巡回公演を、北海道文化財団が市町村等と共催して実施する経費に対し補助する。</p> <p>○<b>PMF開催事業費補助金</b>（3,000千円）</p> <p>世界的に優れた音楽の鑑賞機会を提供し本道芸術文化の振興を図るため、PMF組織委員会が道内5つの地域で実施する演奏会に対し補助する。</p> <p>○<b>芸術文化活動費補助金</b>（100,000千円）</p> <p>（公財）札幌交響楽団が行う演奏会及び青少年のための音楽教室等の事業に対し補助する。</p> <p>○<b>一般財団法人地域創造負担金</b>（11,542千円）</p> <p>地域における創造的で文化的な表現活動のための環境づくりを行うとともに、地方公共団体等が実施するこれらの活動等を支援するために設立された（一財）地域創造に負担金を支出する。</p>
<p>3 文化活動を担う人材の育成</p> <p>○指導者の派遣研修や招へいに対する支援</p> <p>○青少年の行う文化活動に対する支援</p> <p>○文化事業の企画運営に関する研修の実施</p> <p>○若手芸術家に対する支援</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p><b>生活に潤いと豊かさをもたらす芸術文化の振興</b></p> </div>	<p>○<b>文化活動人材育成事業（北海道文化財団事業）</b>（19,357千円）</p> <p>北海道文化財団が実施する各種人材育成事業に対して補助する。</p> <p>(1) アートゼミ事業 道内で舞台芸術や美術等の創作・表現活動に関わる方を対象に人材育成を目的とした少人数による実践講座を開催する。</p> <p>(2) アート体感教室事業 国内外で活躍するアーティストを各地に派遣し、各地の子どもたちを対象とした体験型ワークショップやアーティストとの共同制作等の交流を行うほか、アーティストとともにミニライブ等を開催する。</p> <p>(3) 北のアーティスト育成事業 オーディション等を経て選定した道内で活躍するアーティストを道内各地域に派遣して公演等を行う機会を提供する</p>
<p>4 文化交流の推進</p> <p>(1) 地域間交流の充実</p> <p>○道内外の文化交流への支援</p> <p>○文化団体や施設相互間のネットワークづくりの推進</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p><b>生活に潤いと豊かさをもたらす芸術文化の振興</b></p> </div> <p>(2) 世界との文化交流の推進</p> <p>○国際的文化イベントの開催</p> <p>○姉妹提携洲等諸外国との文化交流の推進</p> <p>○北海道の文化を海外公演等により紹介する団体への支援</p>	<p>○<b>芸術文化交流事業（北海道文化財団事業）</b>（9,467千円）</p> <p>舞台芸術分野で活躍している道内の文化団体が、道外又は海外で行う公演等、又は、道外や海外の文化団体を招へいして行う公演等に対し北海道文化財団が支援を実施する経費に対して補助する。</p> <p>○<b>PMF開催事業費補助金</b>（再掲）</p> <p>世界的に優れた音楽の鑑賞機会を提供し本道芸術文化の振興を図るため、PMF組織委員会が実施する事業に対し補助する。</p> <p>○<b>文化団体活動費補助金（国際文化交流事業）</b>（再掲）</p> <p>本道の芸術文化の水準の向上を図るため、北海道文化団体協議会が実施する、中国黒竜江省との芸術文化交流に要する経費に対して補助する</p>

文化振興指針	事業の概要
<p>5 文化環境の整備及び充実</p> <p>○博物館、美術館等の各種文化施設の機能向上と整備</p> <div data-bbox="272 376 555 501" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p><b>北海道独自の歴史・文化の発信と次代への継承</b></p> </div> <div data-bbox="261 1637 541 1756" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p><b>先人から受け継いだ財産を活かした新たな展開</b></p> </div>	<p>○<b>北海道博物館事業費・管理運営費</b> (436,004千円)</p> <p>アイヌ文化など本道の特色ある歴史・文化・自然等を「5つのテーマ展示」で紹介する北海道博物館の管理運営をはじめ、貴重な資料の収集、保存や調査研究を行うとともに、総合展示や特別展示等の展示活動や講座、講演会の開催等による普及啓発活動を行う。また、北方地域における人と環境の関係史を明らかにするため、サハリン州(ロシア)、アルバータ州(カナダ)の博物館と提携して調査研究を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 資料の展示             <ul style="list-style-type: none"> <li>・総合展示</li> <li>・テーマ展(年3回)、蔵出し展(年1回)の開催</li> <li>・赤れんが庁舎での収蔵資料の展示 「北海道博物館赤れんがサテライト」(通年)</li> </ul> </li> <li>2 体験型講座・イベント等の開催</li> <li>3 資料の収集、保存及びデータベース化した資料情報の公開</li> <li>4 アイヌ民族文化・収集資料等に関する調査研究の実施</li> <li>5 北方地域における人と環境の関係史についての研究             <ul style="list-style-type: none"> <li>・国内博物館、図書館、大学等における文献及び現地調査</li> <li>・サハリン州・アルバータ州との共同調査研究</li> </ul> </li> <li>6 北海道博物館の管理運営 指定管理者：一般財団法人北海道開拓の村 (管理期間：平成31年4月1日～令和5年3月31日)</li> </ol> <p>○<b>開拓の村・百年記念塔施設整備費</b> (2,215千円)</p> <p>開拓の村が適切に維持されるよう、歴史的建造物の補修を行う。</p> <p>○<b>オホーツク流氷科学センター費</b> (79,763千円)</p> <p>流氷やオホーツク圏の自然や文化に対する理解を深めるために紋別市に設置している同センターの管理運営を行う。</p> <p>【施設概要】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 映像ホール 全天周映像装置により、流氷の世界を迫力ある画面と音響により再現する。</li> <li>(2) 展示室 流氷について解説した展示模型、流氷砕氷船のレプリカやホームページと連動した流氷などに関するQ&amp;Aコーナーなど遊びながら流氷の科学を体験することができる。</li> <li>(3) 厳寒体験室 年間を通して氷点下20度の冬のオホーツクを体験できる。</li> </ol> <p>○<b>文化発信拠点づくり推進事業費</b> (3,100千円)</p> <p>道民共有の貴重な財産である「赤れんが庁舎」を文化発信の拠点として活用を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「アートパフォーマンスin赤れんが」の開催(ミニコンサート等)</li> <li>・「赤れんが縄文回廊」の設置</li> <li>・「北海道の歴史・文化ポータルサイト」の運営</li> <li>・「デジタル・北海道ミュージアム」の開設に向けた検討</li> </ul>

文化振興指針	事業の概要
<p>6 歴 史 的 文 化 遺 産 の 保 存 及 び 活 用</p> <p>○ 歴史的文化遺産の保護・活用</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p><b>北海道独自の 歴史・文化の発信と 次代への継承</b></p> </div>	<p>○<b>世界遺産登録推進費</b> (19,277千円)</p> <p>第7回北海道・北東北知事サミット（平成15年9月6日：北海道開催）での合意を受け取り組んできた「北の縄文文化回廊づくり」事業を踏まえて、北海道が関係自治体と共同で提案した、北海道・北東北の縄文遺跡群の世界遺産登録に向けた取組を推進するとともに、機運の醸成を図るため、幅広い民間の方々を中心として設立された北の縄文道民会議と連携して関連事業を実施し、官民一体となった道民運動を展開する。</p> <p>縄文遺跡群：4道県の17カ所の史跡等で構成。 うち道分は次の6カ所</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大船遺跡、垣ノ島遺跡（函館市）</li> <li>・入江貝塚、高砂貝塚（洞爺湖町）</li> <li>・北黄金貝塚（伊達市）</li> <li>・キウス周堤墓群（千歳市）</li> </ul> <p>※ 関連資産：鷲ノ木遺跡（森町）</p> <p>※ 教育庁生涯学習推進局文化財・博物館課と連携して事業を推進</p> <p>1 4道県及び関係市町との共同事業</p> <p>(1) 推薦書案作成（付属資料の作成を含む。） 世界遺産登録のため国がユネスコに提出する推薦書の原案作成</p> <p>(2) 情報発信 各道県及び東京でのフォーラム開催、4道県共通ロゴマークを活用した啓発資材の作成・配布</p> <p>(3) 国際的合意形成事業 ・海外専門家を招いての国際会議の開催 ・海外で開催される専門家会合への参加 等</p> <p>2 北海道事業</p> <p>(1) 道民会議と連携した事業の実施 道民会議と連携し、縄文遺跡群の価値を広く道民に正しく理解してもらうためのセミナー等を開催</p> <p>(2) パネル・出土品等の展示 道政広報コーナー及び関係振興局並びにイベント会場などにおいて、パネルや出土品等を展示</p> <p>(3) その他普及啓発 ポスターやリーフレットの作成・配布及び空港等でのPR</p>

文化振興指針	事業の概要
<p>2 芸術鑑賞する機会を広く文藝に</p> <p>○ 芸術鑑賞機会の拡充</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>生活に潤いと豊かさをもたらす芸術文化の振興</p> </div>	<p>○<b>青少年芸術劇場費</b> (2,778千円)</p> <p>青少年を対象に芸術鑑賞機会を提供する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 文化芸術による子供の育成事業（巡回公演事業）</li> <li>2 北海道巡回小劇場</li> </ol> <p>○<b>道立美術館事業費</b> (78,714千円)</p> <p>本道の美術文化の振興を図るため、道立美術館において、展覧会（移動美術館を含む）事業、教育普及事業、調査研究資料収集事業、親子ふれあい芸術体験事業等を実施する。</p>
<p>3 文化人活動の育成</p> <p>○ 指導者の派遣研修や招へいに対する支援</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>生活に潤いと豊かさをもたらす芸術文化の振興</p> </div>	<p>○<b>部活動指導員配置事業</b> (20,241千円)</p> <p>専門的な知識技能を有する部活動指導員を道立学校に配置するとともに、中学校に部活動指導員を配置する市町村に対し財政支援を行い、市町村の部活動指導員の配置を促進することで、部活動指導体制の充実等を図る。</p>
<p>5 文化環境の整備及び充実</p> <p>○ 博物館、美術館等の各種文化施設の機能向上と整備</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>生活に潤いと豊かさをもたらす芸術文化の振興</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>北海道独自の歴史・文化の発信と次代への継承</p> </div>	<p>○<b>道立美術館（5館）維持運営費</b> (584,942千円)</p> <p>「近代」、「旭川」、「函館」、「帯広」及び「三岸好太郎」の各美術館の維持・運営に要する経費</p> <p>○<b>北海道立北方民族博物館管理運営費</b> (114,133千円)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 同館の維持・運営・事業を指定管理者に行わせる経費             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 常設・特別展示の開催</li> <li>(2) 教育普及活動（講演会・講座・講習会）</li> <li>(3) 北方地域との文化交流</li> <li>(4) 民族資料の収集</li> <li>(5) その他必要な事業</li> </ol> </li> <li>2 同館の学芸員（道教委配置）が行う調査研究等に係る経費</li> </ol> <p>○<b>北海道立文学館維持管理費</b> (148,251千円)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 同館の維持・運営・事業を指定管理者に行わせる経費             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 展示事業</li> <li>(2) 教育普及活動（講演会・朗読会・出前講座等）</li> <li>(3) 資料収集事業</li> </ol> </li> <li>2 同館の学芸員（道教委配置）が行う調査研究等に係る経費</li> </ol> <p>○<b>北海道立釧路芸術館維持管理費</b> (134,540千円)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 同館の維持・運営・事業を指定管理者に行わせる経費             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 展示事業</li> <li>(2) 教育普及活動（講演会・ワークショップ・総合学習等）</li> <li>(3) 芸術事業（ミュージアム・コンサート等）</li> </ol> </li> <li>2 同館の学芸員（道教委配置）が行う調査研究等に係る経費</li> </ol>



文化振興指針	事業の概要
<p>6 歴史的文化遺産の保存及び活用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 歴史的文化遺産の調査</li> <li>○ 歴史的文化遺産の保護・活用</li> <li>○ アイヌ文化の調査・保存や伝承事業への支援</li> <li>○ 文化財保護団体への支援</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px; width: fit-content;"> <p><b>北海道独自の歴史・文化の発信と次代への継承</b></p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ <b>文化財保存対策費</b> (3,510千円) <ul style="list-style-type: none"> <li>文化財の保存対策に要する経費</li> <li>1 未指定文化財の価値判断のための調査</li> <li>2 銃砲刀剣類登録規則による登録審査会開催並びに登録事務</li> <li>3 指定文化財管理事業</li> </ul> </li> <li>○ <b>アイヌ文化保存対策費</b> (9,731千円) <ul style="list-style-type: none"> <li>アイヌ民俗文化財の保存・伝承を図るために要する経費</li> <li>1 アイヌの民俗技術や口承文芸の記録保存及び報告書の刊行</li> <li>2 アイヌ民俗文化財の保護に携わる専門職員等の資質向上と養成を図るための研修会開催</li> <li>3 アイヌ民俗文化財の伝承・活用を図るための経費</li> </ul> </li> <li>○ <b>遺跡埋蔵文化財保存対策費</b> (10,616千円) <ul style="list-style-type: none"> <li>1 開発地域の埋蔵文化財包蔵地の調査及び保存・保護を図るために要する経費</li> <li>2 北海道東部の竪穴住居跡群を保護し、活用を図るために、竪穴群に関する基礎的な情報や現状を把握するための経費</li> </ul> </li> <li>○ <b>文化財保護活動費補助金</b> (4,857千円) <ul style="list-style-type: none"> <li>文化財の保護と道民文化の向上に資することを目的に北海道文化財保護協会の普及・啓発事業に要する経費の補助</li> </ul> </li> <li>○ <b>北海道ふるさと民俗芸能伝承事業</b> (2,051千円) <ul style="list-style-type: none"> <li>伝承に関するノウハウや他県の先進取組を学び、道内の民俗芸能の振興・伝承を図るため、民俗芸能伝承フォーラムを開催する。</li> </ul> </li> </ul>